



身体的拘束最小化に取り組む職員へ

- 身体拘束をしないで、転倒・チューブ類の抜去などが発生したとしても、病院は許容し責任を取ります

※ただし、拘束の三原則に則ってカンファレンスを行い骨折、頭部外傷防止対策（転倒時緩衝マット・頭部保護帽子など）やチューブ固定の工夫など代替策は必要